

平成31年（2019年）1月から いつでもどこでもスマホで申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。

スマホで見やすい専用画面

給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます！

ID・パスワード方式で手続完結

- ID・パスワード方式を利用して **e-Tax で送信すれば申告完了！**
(ICカードリーダーライター不要)
- e-Tax で送信すれば、源泉徴収票などの **添付書類は提出不要！**
(自宅で保管する必要があります)
- **申告書の控えはPDF形式でスマホに保存！**

印刷も要らなくなるんだね。







※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス（有料）を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年（2019年）1月からマイナンバーカードとICカードリーダーライターを使って、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等で「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年（2019年）1月以降、e-Tax ホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知（e-Tax での申告履歴）や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)

平成 31 年 1 月から e-Tax の利用手続きが (2019 年)

より便利になります

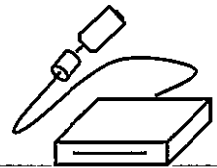
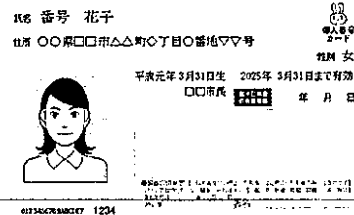
<p>①</p>  <p>今年も税務署に申告書を提出しに行ったけど、混んでたな… 来年も税務署に行くのが大変だなあ</p>	<p>②</p> <p>マイナンバーカード方式!</p>  <p>マイナンバーカードと IC カードリーダライタがあれば、自宅のパソコンから e-Tax で申告ができるよ!</p> <p>ええ そうなんだ!</p>
<p>③</p>  <p>でも、マイナンバーカードはまだ取ってないし、IC カードリーダライタも持ってないよ どうしよう…</p>	<p>④</p> <p>ID・パスワード方式!</p>  <p>そういう方も大丈夫! 税務署で ID とパスワードを受け取れば自宅のパソコンやスマホから e-Tax で申告ができるよ!</p> <p>知らなかったよ!</p>

マイナンバーカード方式

用意するものは、次の2つ!



- ① マイナンバーカード
- ② IC カードリーダライタ



- ・マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
- ・既に e-Tax の ID (利用者識別番号) を取得している方も e-Tax の ID・パスワード (暗証番号) が不要になります。

マイナンバーカードや IC カードリーダライタをお持ちでない方は・・・

ID・パスワード方式

用意するものは、次の2つ!

ID・パスワード方式に対応した

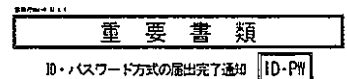


- ① ID (利用者識別番号)
- ② パスワード (暗証番号)

- ・ID とパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。

- ・国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」でのみ利用できます。
※マイナンバーカード及び IC カードリーダライタが普及するまでの暫定的な対応です。

平成 31 年(2019 年)1 月以降も、引き続き、従来の方式でも e-Tax による申告書の送信ができます



ID・パスワード方式に対応した
ID・パスワード

利用者識別番号	1234	5678	1234	5678
暗証番号	12345678			

重要な書類。税務署から送付される場合があります。
e-Tax による申告書等作成コーナーでのみ利用可能。ID・パスワード方式の届出が必須となります。
盗用などの危険性があります。届出済みの書類を他人が利用することはできません。
お取り扱いの際は、お取り扱い事項をご確認ください。

ID・パスワード方式の利用については、裏面をご覧ください。